

京都市告示第 5 9 0 号

令和 2 年 1 月 2 7 日京都市告示第 5 5 1 号（道路法に基づく道路区域の決定及び供用開始等）の一部を次のように改めます。

令和 2 年 2 月 2 5 日

京都市長 門 川 大 作

表中、上鳥羽南部経30号線、上鳥羽南部経31号線、上鳥羽南部経32号線、
上鳥羽南部経33号線、上鳥羽南部経34号線、上鳥羽南部経35号線、
上鳥羽南部経36号線、上鳥羽南部経37号線、上鳥羽南部経38号線、
上鳥羽南部経39号線、上鳥羽南部経40号線、上鳥羽南部経41号線、
上鳥羽南部経42号線、上鳥羽南部経43号線、上鳥羽南部緯30号線、
上鳥羽南部緯31号線、上鳥羽南部緯32号線、上鳥羽南部緯33号線、
上鳥羽南部緯34号線、上鳥羽南部緯35号線、上鳥羽南部緯36号線、
上鳥羽南部緯37号線、上鳥羽南部緯38号線、上鳥羽南部緯39号線、
上鳥羽南部緯40号線、上鳥羽南部緯41号線、上鳥羽南部緯42号線、
上鳥羽南部緯43号線、上鳥羽南部緯44号線及び上鳥羽南部緯45号線について、

「供用開始の期日 告示の日」を「供用開始の期日 令和 2 年 4 月 1 日」に
改めます。

(建設局土木管理部道路明示課)